

紀宝町告示第97号

公 示 送 達 書

令和8年10月14日

下記の書類は、当町税務住民課に保管していますので、来庁のうえ受領して下さい。

紀宝町長 向 井 美樹也

送達を受けるべき者の氏名	小野 小百合
送達すべき書類を特定するために必要な情報	地方税法に基づき送達する書類
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	